いずみ会　会報広告掲載取扱要綱

（目的）

1. この要項はいずみ会会報への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類および範囲）

第2条-1　　会報に掲載する広告は、いずみ会としての品位等を妨げないものであって、

　　　次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

　1）法令もしくは条例、いずみ会規約に違反し、または抵触するおそれのあるもの

　2）宗教性、政治性のあるものや選挙等に関係するもの

　3）公序良俗に反するおそれのあるもの

　4）前各号に掲げるもののほか、いずみ会が会報に掲載する広告として適当でないものと認めるもの

第2条-2　　会報に掲載する広告は、いずみ会会員が在籍する企業・団体のもののみと

　　　　　　する。

（広告掲載料）

第3条　　1コマ（1/10頁）あたりの広告掲載料は15.000円とする。

（広告掲載料の振込）

第4条　　広告掲載者は、会報発行後会計部からの請求書に基づき速やかに掲載料を

指定口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は広告主負担とする。

（内容の責任）

第5条　　広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。